

別紙

様式第2号の2(第2条関係)

要望番号	自治会等名	要 望 事 項	回 答		所管部局及び課室 (関係部局及び課室)
08030103	地域自主組織 日登の郷	土砂災害特別警戒区域(急傾斜)内の家屋を守るための防災工事施工について 雲南市のハザードマップで表記された土砂災害警戒区域(急傾斜)内にある家屋を土砂災害から守るため、家屋裏山法面の防災工事を施工をしていただくよう要望します。 木次町宇谷(本谷上、本谷中)地内にある家屋の中でもこれまでの大雨等により山肌が崩れた特に危険な箇所と思われる7戸の住宅について早急に現地を調査していただき、島根県雲南県土整備事務所への急傾斜地崩壊対策工事重点要望箇所として新たに加えていただきますようご支援をよろしくお願い致します。	☐	実施します	建設部都市計画課
			☐	計画に基づき順次実施します(次年度・時期未定)	
			☐	現時点での対応は困難です	
			☒	基準に満たないため対応できません	
			☐	その他()	
			【雲南市】 雲南市では急傾斜地崩壊対策事業の採択要件を満たす箇所について島根県へ事業化の要望を実施しております。 ご要望頂きました急傾斜地崩壊対策事業について、事業を所管する島根県へ確認をしましたので、下記のとおり報告いたします。		
【島根県】 急傾斜地崩壊対策事業の実施には当該箇所が「急傾斜地崩壊危険区域」の指定がされていることが必要です。 ご要望されました箇所について、当該箇所が「急傾斜地崩壊危険区域」の指定が可能かどうか確認しましたところ、一連家屋(※1)が5戸未満であり、指定要件を満たしていないため指定ができません。 「急傾斜地崩壊危険区域」の指定ができないため、ご要望がありました箇所の急傾斜地崩壊対策事業の対応はできません。 ※1:一連家屋とは隣家との距離が50m以内である家屋の連担					